チケット不正転売禁止法

(特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律)

令和元年6月14日施行

(不正転売の禁止)

第3条 何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない

※ 定価を1円でも超えて販売すると不正転売となる。

(不正転売目的の譲受けの禁止)

第4条 何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として特定興行入場券を譲り受けてはならない

伊 定 则 行 入 圆 罗

①、②、③は、必須条件。

なお、座席指定の代りに入場資格者指定もあります。

2019 SEITOKU ドームツアー

2019年6月14日(金) 18:30 開場 19:00 開演

富坂ドーム 2列12番

4,500 円 (税込) 主催:町田企画

※ 主催者の同意なく、有償で譲渡することは禁止します。

③ この入場券は、購入者の氏名及び連絡先を確認した上で販売されたものです。

2列12番

2019年 6月14日(金) 19:00開演

4,500円(税込)

定価4,500円のチ ケットを客から 人気のあるチケットだから、定価よ りも高く転売しよう!

特定興行入場券だけど・・。

古物商

定価よりも高い値段で・・ 6,000円で転売しよう!

不正転売行為



不正転売目的の辞り受け

不正転売目的の譲り受け (有償無償を問わず)





販売価格 (定価) を超える値段





罰 則 違反者は1年以下の懲役若しくは 1 0 0万円以下の罰金又は併科